

委 託 契 約 書 (案)

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇 〇〇〇（以下「乙」という。）とは、平成29年漫遊いばらきスタンプラリー冊子作成業務について、次のとおり委託契約を締結する（以下「本契約」という）。

（委託業務）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 平成29年 漫遊いばらきスタンプラリー冊子作成業務委託
- （2）委託業務の内容 別添「平成29年漫遊いばらきスタンプラリー」冊子作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。
- （3）委託期間 本契約締結の日から平成29年2月10日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も、同様とする。

- 2 前項のほか、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、乙は甲と協議のうえ、委託業務を実施しなければならない。

（委託料の限度額）

第3条 甲の、委託業務に要する費用（以下「委託料」という。）として金 〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙はその請求金額につき、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。
- 3 第4条第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、委託業務実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第5条 契約金額の100分の10以上とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部または一部を免除する。

（再委託の制限）

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（委託業務の実績報告等）

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の実績報告書（別紙様式）を平成29年2月10日までに甲に提出しなければならない。この場合において、第4条の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号（様式第102号））を添付するものとする。

(適合の検査及び結果通知)

第8条 甲は、前条の規定により乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を求められたときは、遅滞なく、当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(過払金の返還)

第9条 乙は、既に支払を受けた委託費が第3条の委託料の確定限度額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について隠れた瑕疵があり、当該成果品では甲の目的が果たせない場合には、検査後1年間は、これを完全なものと引き換えなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例(平成17年茨城県条例第1号)第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別紙特約事項を遵守しなければならない。

(委託業務の中止等)

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により本契約を解除したときは、甲乙協議のうえ、委託料の精算をするものとする。

(委託業務の変更)

第14条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙が本契約に違反した場合は、本契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(委託業務の報告等)

第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

第17条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿で、乙にその著作権が帰属するものを、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、委託事業に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第19条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求または納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町978番6
漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会 長 橋 本 昌

乙 ○○○
○○○○○
○○○○○

(別記)

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託事業を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託事業を処理するため法人情報等を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託事業を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託事業を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託事業の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式)

平成 年 月 日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会

会 長 橋 本 昌 殿

(受託者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名印

印

実 績 報 告 書

平成28年 月 日付けで契約した平成29年漫遊いばらきスタンプラリーパンフレット制作業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

記

1 委託期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

2 収支決算書

別添のとおり

3 事業成果品

別添のとおり